慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	司法解剖例における心中の検討
Sub Title	
Author	保科, 光紀
Publisher	慶應医学会
Publication year	2006
Jtitle	慶應医学 (Journal of the Keio Medical Society). Vol.83, No.2 (2006. 6) ,p.23-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	号外
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069296-20060602-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

司法解剖例における心中の検討

保　科　　光　紀

内容の要旨

〈目的〉我が国では「心中」という言葉は古くは相思相愛の男女が相互の合意のもとに「自殺」するという意味で理解されてきた。最近ではむしろ母子心中という言葉が報道でよく聞かれるようになっている。一方、海外では心中事例そのものが少なく、法医学領域では加害者と被害者という視点からmurder followed by suicide、すなわち加害者が殺人の後に自殺する事例、精神医学領域ではsuicide pact、すなわち合意のある事例が中心であり、それぞれ関心のある事例が異なっている。本研究では、慶應義塾大学医学部法医学教室での司法解剖例における無理心中及び合意のある心中の事例を調べ、全体像やそれぞれの中での加害者と被害者の関係、殺人の手段、動機等を示すとともに、海外文献との比較を行うことや、現在のところ統一された心中の定義がないため、筆者としての定義を提案すること、更に心中の防止策を検討することを目的とした。

〈方法〉1945年９月から2003年12月までの期間に慶應義塾大学医学部法医学教室で施行された司法解剖（総数7276体）の解剖記録を調査し、心中事例を抽出した。これをもとに加害者と被害者の関係、動機、手段、年齢分布等について分析した。また、情報を補うため、1984年以降の事例は新聞のデータベースを検索し、該当事件について参照した。

〈結果〉298例の心中事例が抽出され、そのうち259例が無理心中であった。加害者と被害者の関係では、母子心中が110例と最も多く、恋愛関係の男女間の事例はわずか16例であった。動機は母子心中では育児ノイローゼが最も多く、高齢の夫婦の心中では健康問題、経済困難、一家心中では経済困難が最も多かった。殺人の手段は絞頸が最も多く、母子心中や合意のある者同士の心中では一酸化炭素中毒、睡眠薬中毒などの暴力的でない手段が多かった。海外では夫婦、恋人の間での無理心中が最も多く、動機の主たるものは関係の破綻であり、手段は銃が最も多いなど我が国とは大きな違いが見られた。

〈考察〉心中の定義が統一されていないため、研究によって無理心中として扱う事例の範囲が異なっていた。このため、無理心中の定義を「加害者が被害者を殺害した後に自殺する意志を持っていた事例」と明確にする必要があると考えられた。また、わが国では無理心中の中で最も多い母子心中を防止することが重要であり、母親の孤立を防ぐために看護的な介入が有効であると考えられた。

論文審査の要旨

本研究は慶應義塾大学医学部法医学教室で司法解剖となった事例のうち、心中事例を調査し、その特徴を明らかにし、さらに海外の事例との比較を試みたものである。1945年９月から2003年12月までの期間の7276例の司法解剖例のうち心中事例は298例見られ、内訳は無理心中が259例、合意のある心中が39例であった。無理心中の中では母子心中が110例と最も多く、従来我が国に特徴的と考えられていた恋人同士の事例は16例しか見られなかった。手段は絞頸の116例が最も多かった。母子心中や合意のある心中では一酸化炭素中毒や薬物中毒など暴力的でなく、両者が同時に企図出来る手段が多かった。しかし、手段には時代による変遷が見られ、近年では一酸化炭素中毒や薬物中毒は見られなくなっている。また、海外との比較では、心中自体が稀とされているが、配偶者や恋人同士の心中が最も多く、手段は銃器によるものが最も多いなど我が国の事例との相違が見られ、これには手段の入手の容易さや文化的な背景の違いが反映されていると考えられた。

審査ではまず、無理心中の定義を「加害者が自殺する意志をもって殺人を犯した事例」とした点について、どのように意志を確認するのかとの質問があった。これに対し、解剖記録の記載や新聞のデータベースを参照したものの、加害者が死亡していたり、記録の不備などから意志の確認が困難な事例もあり、事例抽出の限界であると回答された。また、母子心中の防止に看護師による訪問指導などの介入が有効であると考察した点に関して、本研究の結果と考察が一致していないのではないかとの指摘があった。この点については文献的な記述のみを根拠としているが、母子心中の背景の調査から母親の孤立を防ぐことが防止策として有効であると示唆されるとの説明がなされた。さらに、近年一酸化炭素中毒や薬物中毒による心中事例が見られなくなっているとの結果について、事件性のない事例は東京都の場合、監察医務院での行政解剖になっている可能性が高く、実際に減少しているとは言えないのではないかとの指摘があった。これに対し、司法関係者の判断により司法解剖に至らない心中事例がありうるという研究上の限界が存在すると回答された。今後の課題として監察医務院の事例を含めたより多数例での検討が必要であると指摘された。

以上、本研究は今後さらに検討すべき課題を残しているが、我が国での多数例における心中の特徴を明らかにし、海外の事例との比較を行い、将来の研究のために無理心中と合意のある心中の定義を提案し、有効と考えられる予防策を示唆したという点で有意義とされた。

論文審査担当者　主査　精神神経科学　鹿島　晴雄
法医学　藤田　眞幸　　医療政策・管理学　池上　直己
解剖学　相磯　貞和

学力確認担当者：
審査委員長：藤田　眞幸

試問日：平成18年1月27日